

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成24年  
8月3日  
(金曜日)

## 目次

- 告示  
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知の要旨及び揭示場所  
（森林整備課）……………一
- 下関漁港における陸揚輸送区域及び出漁準備区域の指定（漁港漁場整備課）……………二
- 下関漁港管理計画に関する告示の廃止（漁港漁場整備課）……………二
- 小型船用特定係留施設の指定に関する告示の一部改正（港湾課）……………二
- 公告  
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出（商政課）……………二
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（商政課）……………二
- 平成二十四年度採石業務管理者試験の実施（新産業振興課）……………三



### 山口県告示第三百三三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。

その要旨及び揭示場所は、次のとおりである。

平成二十四年八月三日

一 通知の要旨

山口県知事 二井 関成

指定施設要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
美祢市秋芳町別府字多々良一〇二七

保安林として指定された目的  
水源涵養

変更に係る指定施設要件  
立木の伐採の程度並びに植栽の方法及び樹種

住 所  
大阪府豊中市 寺内二丁目三番一三の五〇号

氏名又は名称  
萬代 徹文

二 通知の内容を掲示した場所  
美祢市役所

二〇七六の二  
二〇七六の一

### 山口県告示第三百四〇号

下関漁港管理条例（昭和三十年山口県条例第二十六号）第二条の規定により、陸揚輸送区域及び出漁準備区域を次のとおり指定する。

平成二十四年八月三日

山口県知事 二井 関成

区域の名称	区	域	利用の目的
陸揚輸送区域	(本港地区)		鮮魚介類等の陸揚げ、積み込み、荷さばき又は輸送
	(南風泊地区)		
	一 北緯三三度五七分〇九秒東經一三〇度五三分〇一秒の点をC点、北緯三三度五七分一二秒東經一三〇度五二分五七秒の点をD点、北緯三三度五七分〇七秒東經一三〇度五二分五二秒の点をE点、北緯三三度五七分〇四秒東經一三〇度五二分五六秒の点をF点とし、C、D、E、Fを順次結んだ線によって囲まれた水域		
	二 北緯三三度五七分〇三秒東經一三〇度五二分五六秒の点をG点、北緯三三度五七分〇四秒東經一三〇度五二分五五秒の点をH点、北緯三三度五六分五六秒東經一三〇度五二分四七秒の点をI点、北緯三三度五六分五六秒東經一三〇度五二分四八秒の		

出漁準備区 域	(本港地区) 北緯三三度五七分〇七秒東經一三〇度五五分一〇秒の点をK点、北緯三三度五七分〇七秒東經一三〇度五五分一〇秒の点をL点、北緯三三度五七分〇九秒東經一三〇度五五分一〇秒の点をM点、北緯三三度五七分〇九秒東經一三〇度五五分一〇秒の点をN点、北緯三三度五七分〇九秒東經一三〇度五五分一〇秒の点をO点とし、K、L、M、Nを順次結んだ線、N点から一八六度に引いた線、O点から二八五度に引いた線、航路及び陸岸によって囲まれた水域から陸揚輸送区域を除いた水域	水、水又は油の補給、漁具の補修等の出漁準備
点をJ点とし、G、H、I、Jを順次結んだ線によって囲まれた水域		

山口県告示第百五十五号

下関漁港管理計画に関する告示(昭和三十年山口県告示第二百七十四号)は、廃止する。

平成二十四年八月三日

山口県知事 二井 関成

山口県告示第百六十六号

小型船用特定係留施設の指定に関する告示(平成二十二年山口県告示第四百四十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月三日

山口県知事 二井 関成

洲鼻物揚場及び洲鼻浮棧橋に係る図を次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面を山口県土木建築部港湾課及び山口県周南港湾管理事務所に備え置いて縦覧に供する。)



(三八一) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。当該届出は、平成二十四年八月三日から同年十二月三日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年八月三日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アクロスプラザ山口

所在地 山口市維新公園五丁目二番一―二号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 大和情報サービス株式会社 所 代表者の氏名 藤田 勝幸

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	福島 長男	藤田 勝幸

四 届出年月日

平成二十四年七月二十日

五 変更年月日

平成二十四年四月二日

(三八二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年三月十六日山口県公告(八一)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年八月三日から同年九月三日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年八月三日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 コジマNEW山口宇部空港店  
所在地 宇部市東見初町五二五の二二六
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(三三三) 平成二十四年度採石業務管理者試験の実施

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施します。

平成二十四年八月三日

山口県知事 二井 関成

- 一 試験の日時  
平成二十四年十月十二日(金曜日)午前十時から正午まで
- 二 試験の場所  
山口市滝町一番一号 山口県庁共用第三会議室及び共用第四会議室
- 三 受験資格  
年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。
- 四 試験の科目  
(一) 岩石の採取に関する法令(環境保全関係法令を含む。)  
(二) 岩石の採取に関する技術的な事項
- 五 受験願書の受付期間  
平成二十四年九月十二日(水曜日)から同年十月三日(水曜日)まで(郵送の場合  
は、十月三日までの消印のあるものは、有効とする。)
- 六 受験願書等の提出先  
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県商工労働部新産業振興課
- 七 提出書類  
(一) 受験願書

- (二) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。)

八 受験手数料

八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部新産業振興課において行つので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部新産業振興課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験願書 部請求」と朱書し、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十二センチメートル以上のもの)を同封すること。

受験願書等の請求部数	金額
一部	百二十円
二部以上三部以下	百四十円
四部以上六部以下	二百円
七部以上十一部以下	二百四十円
十二部以上二十三部以下	三百九十円

- (二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部新産業振興課(電話〇八三―九三三―三二五五)にすること。

平成二十四年八月三日発行

発行所

山口県知事